別表第１備考11の表Ａ134の項中「及び機械」を「（燃料電池及び湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とするハイブリッド自動車であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものを含む。）」に、「車両（引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの）、車両（引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの）、燃料電池機関（引火性ガスを燃料とするもの）又は燃料電池機関（引火性液体を燃料とするもの）」を「車両（引火性液体を燃料とする燃料電池を動力源とするもの）又は車両（引火性ガスを燃料とする燃料電池を動力源とするもの）」に、「車両（引火性ガスを燃料とするもの）又は車両（引火性液体を燃料とするもの）」を「車両（引火性液体を燃料とするもの）又は車両（引火性ガスを燃料とするもの）」に改め、同表Ａ151の項中「又はパレット」を削り、同表Ａ181の項を次のように改める。

Ａ181	リチウム電池が内蔵された装置とともに、他のリチウム電池を包装する場合は、以下の要件に従うこと。 １）当該物件は、本告示の包装基準に従い確実に包装されていること。 ２）リチウム電池が内蔵された装置とともに他のリチウム電池を包装する場合は、包装物の表面にリチウムイオン電池（装置とともに包装されたもの）又はリチウム金属電池（装置とともに包装されたもの）に係る表示を行うとともに、第17条第１項に規定する書類にその旨を記載すること。また、包装物にリチウム金属電池及びリチウムイオン電池が収納されている場合は、包装物の表面にリチウム金属電池及びリチウムイオン電池に係る両方の表示を行うとともに、第17条第１項に規定する書類にその旨を記載すること。ただし、装置（回路基板を含む。）に内蔵されたボタン電池については、この限りでない。

別表第１備考11の表Ａ190の項２）ア）及びオ）中「十分吸収」の下に「又は吸着」を、「吸収材」の下に「又は吸着材」を加える。

別表第１備考11の表Ａ201の項の次に次のように加える。

Ａ202	再充てんのできない圧力容器に当該物件を含む放射線探知器であって、第10条及び備考３に定める「200」の要件を満たさないものは、次に掲げる条件を満たす場合に限り、当該品名で輸送することができる。 １）圧力容器の充てん圧力は、50パールを超えないこと。 ２）圧力容器の容積は12ℓを超えないこと。 ３）圧力容器の破壊強度は、軽減装置が取り付けられている場合にあっては封入圧の３倍以上、軽減装置が取り付けられていない場合にあっては封入圧の４倍以上であること。 ４）圧力容器は、破壊された場合に、破片を生じない材料により製造されていること。 ５）放射線探知器は、国際標準化機構の文書ＩＳＯ9001：2008等に準拠した品質管理プログラムの下で製造されていること。 ６）放射線探知器は、強固な外装容器に収納し、包装物は、1.2mの高さから落下させても検出器の損傷又は収納物の漏えいを起こさないものであること。 ７）本特別規定に従って輸送する旨を第17条第１項に規定する書類に記載すること。ただし、当該物件は、１）から６）までの要件を満たし、かつ、圧力容器の容積が50mℓを超えない場合にあっては、輸送禁止物件に含まれないものとする。
Ａ203	引火性液体及び引火性ガスを燃料とする内燃機関を動力源とする車両は、車両（引火性ガスを燃料とするもの）又は車両（引火性ガスを燃料とするもの）として輸送すること。
Ａ204	１）当該物件は、ポリスチレン、ポリメチルメタクリレート等の高分子物質から製造されるものをいう。 ２）当該物件は、危険物輸送に関する国連試験に従った試験をし、引火性蒸気を発生しないことが実証された場合は、輸送禁止物件に含まれないものとする。
Ａ205	セルロイドにより製造された卓球用の球は、一個当たり正味量が3.0ｇを超えず、かつ、一包装物当たり正味量が500ｇを超えない場合、輸送禁止物件に含まれないものとする。
Ａ206	第14条第１項の規定により、ラベルＴを貼付すること。
Ａ207	当該物件は、引火性液体又は引火性ガスを燃料とする内燃機関又は燃料電池を動力源とする車両に適用する。内燃機関及び湿式蓄電池、ナトリウム電池又はリチウム電池を動力源とするハイブリッド電気自動車であって、これらの電池を装着した状態で輸送されるものは、当該物件として輸送すること。
Ａ208	１）引火性液体を含む内燃機関及び機械は、国連番号が3528の物件として輸送すること。 ２）引火性ガスを含む内燃機関及び機械は、国連番号が3529の物件として輸送すること。 ３）引火性ガス及び引火性液体の両方を動力源とする内燃機関及び機械は、国連番号が3529の物件として輸送すること。 ４）環境有害物質であってその他の分類又は区分に該当しない液体燃料を含む内燃機関及び機械は、国連番号が3530の物件として輸送すること。
Ａ209	輸送容器は、容器内の温度が50℃の状態において当該物件が危険な重合を発生することなく、化学的安定性が保たれるものであること。また、輸送中、低温状態において化学的安定性が保たれない場合は、温度管理をすること。

別表第１備考11の表Ａ210の項の次に次のように加える。

Ａ211	殺菌装置であって、国連番号が1067の二酸化窒素又は国連番号が1660の一酸化窒素（圧縮されているもの）を含むものは、次に掲げる要件を満たす場合に限り、「Ａ２」の規定を適用せず旅客機及び旅客機以外の航空機により輸送することができる。 １）内容積は、30mℓを超えないこと。 ２）破壊強度は、55℃における封入圧の４倍以上であること。 ３）内容物を十分吸収できる量の吸収材を詰め、密閉された中間容器に収納すること。 ４）中間容器は、備考３に定める「203」によるほか、等級が１の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。 ５）一包装物当たりの総容量は、300mℓを超えないこと。 ６）副次危険性を表すラベルＦ、Ｋ及びＱを貼付すること。 ７）本特別規定に従って輸送する旨を第17条第１項に規定する書類に記載すること。
Ａ212	殺菌装置であって、国連番号が2031の硝酸（濃度が20質量％を超え65質量％未満のもの。ただし、赤煙硝酸は除く。）を含むものは、次に掲げる要件を満たす場合に限り、旅客機により輸送することができる。 １）内容積は、30mℓを超えないこと。 ２）内容物を十分吸収できる量の吸収材を詰め、密閉された中間容器に収納すること。 ３）中間容器は、備考３に定める「855」によるほか、等級が１の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。 ４）一包装物あたりの総容量は、300mℓを超えないこと。 ５）本特別規定に従って輸送する旨を第17条第１項に規定する書類に記載すること。

別表第１備考13(1)「114」の項乾性の固体を輸送する場合(2)に後段として次のように加える。

なお、金属性容器以外の容器であって、金属製の密閉装置、金属製の付属品等少量の金属を使用したものについては、使用することができる。